

<p>件 名</p>	<p>堺市新型インフルエンザ対策行動計画（案）の策定について</p>
<p>経 過 ・ 現 状 政 策 課 題</p>	<p><b>【経過】</b>          （厚生労働省）          平成 21 年 2 月 新型インフルエンザ対策行動計画（改訂版）を策定          新型インフルエンザ対策ガイドラインを策定          （堺市）          平成 20 年 7 月 堺市新型インフルエンザ対策庁内連絡会議を設置し、国ガイドラインに基づき市行動計画の策定に取り組んできた。          平成 21 年 4 月 新型インフルエンザ（H1N1）が発生          感染の拡大防止に努めるとともに、大阪府・医療関係団体との連携を構築してきた。</p>
<p>対 応 方 針 今 後 の 取 組 （ 案 ）</p>	<p><b>【基本方針】</b>          対策の基本方針          感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。          社会・経済を破綻に至らせない。          強毒性・弱毒性に対応できる行動計画          強毒性ウイルスへの対応を基本としながら、弱毒性ウイルスにも対応できる行動計画を策定する。          対策の基本：強毒性の発生を想定した対策を行う。          発生時対応：当初は強毒性の対策を行い、毒性を見極める。          対策の変更：毒性に応じて対策を変更する。</p> <p><b>【対応内容】</b>          第一段階（海外発生期）          * 国内、市内で発生した場合の準備          ・ 新型インフルエンザ対策本部の設置          ・ 新型インフルエンザ相談窓口の設置          ・ 新型インフルエンザ外来の開設準備          第二段階（国内発生早期）          * 封じ込めの徹底・医療体制の確保          ・ 適切な情報提供          ・ 感染予防の呼びかけ          ・ 新型インフルエンザ外来での診療          ・ 感染症指定医療機関での入院措置</p>

	<p>第三段階(国内感染拡大期 / まん延期 / 回復期)</p> <p>* 健康被害を最小限に、医療機能・社会経済機能への影響を最小限に抑制  ( 回復期には感染拡大防止策を段階的に縮小)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な情報提供</li> <li>・感染予防の勧奨</li> <li>・不要不急の外出等の自粛などを要請</li> <li>・学校、通所施設等の臨時休業措置</li> <li>・事業所に対し不要不急の業務の縮小を要請</li> <li>・医療体制の切替え  ( 感染拡大期 ) 入院措置、新型インフルエンザ外来の継続  ( まん延期 ) 一般医療機関で外来診療開始  入院可能な医療機関で重症患者への医療、軽症は在宅  ( 回復期 ) 入院は重症患者を中心</li> </ul> <p>第四段階 ( 小康期 )</p> <p>* 社会機能の回復・第二波への準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策を段階的に緩和</li> <li>・第二波に備えた見直し</li> </ul> <p><u>弱毒性ウイルスの場合</u></p> <p>すべての医療機関で受診  入院については、措置を中止し、すべての入院可能な医療機関で対応  一律の外出自粛・業務縮小の要請は行わない。</p> <p><b>【今後の取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各局対応マニュアルの策定</li> </ul>
効果の想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各局の役割を明確化し、新型インフルエンザ発生時の対応の迅速化</li> </ul>
関係局との政策連携	<p>全局</p>